兵庫地方最低賃金審議会

第２回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

日時：令和８年９月４日（金）13：30～
場所：兵庫労働局 16 階第３共用会議室

部　会　次　第

１　開　会

２　議　題

(1) 兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

(2) その他

３　閉　会

（案）

令和８年９月４日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･
測量機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　山 口 隆 英

兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
千　田　直　毅	黒　石　尚　稔	岡　村　剛　敏
高　階　利　徳	小　菅　梨　絵	松　田　健　仁
山　口　隆　英	田　中　祐　介	横　井　　準

別　紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域
　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。）
（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
　ロ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　令和８年 12 月１日

写

令和８年９月４日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･
測量機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　山 口 隆 英

兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
千　田　直　毅	黒　石　尚　稔	岡　村　剛　敏
高　階　利　徳	小　菅　梨　絵	松　田　健　仁
山　口　隆　英	田　中　祐　介	横　井　　準

別　紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域
　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。）
（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
　ロ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　令和８年 12 月１日

写

令和８年９月４日

兵庫労働局長
金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
兵庫県の区域
２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
ロ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
令和８年 12 月１日